

○被留置者の留置に関する訓令

平成19年 5月31日

本部訓令第7号

(概要)

この訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）及び被留置者の留置に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、留置施設の管理運営及び被留置者の処遇の適正を図るため、必要な事項を定めたものである。

主な内容として

- 総則
- 留置
- 看守
- 護送
- 健康診断等
- 食事衛生等
- 面会
- 信書
- 差し入れ等
- 図書等
- 不服申立て等

などの項目からなっている。